

狩猟免許・補助金制度について

狩猟免許について

狩猟とは、鳥獣保護法で「法定の期間に法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等を行うこと」と定められており、狩猟免許を取得する必要があります。狩猟免許は使用する猟法により、網猟免許・わな猟免許・第一種銃猟免許・第二種銃猟免許があります。わな猟免許では、「はこわな」や「くくりわな」といった猟法を使って狩猟をすることができ、第一種銃猟免許では、装薬銃を使って狩猟をすることができます。

実際に狩猟をする際には、都道府県への狩猟登録が必要です。また、第一種銃猟免許の場合には、銃砲刀剣類所持等取締法による銃の所持許可が必要です。

狩猟免許試験について

免許取得試験は滋賀県が実施しています。試験日程は以下のとおりです。

	試験日	申込期間
第1回	7月12日(土)	6月4日(水)~18日(水)
第2回	9月5日(金)	7月23日(水)~8月6日(水)
第3回	12月7日(日)	10月29日(水)~11月12日(水)

試験についての予備講習会が滋賀県猟友会において計画されています。詳細については同会までお問い合わせください。

滋賀県甲賀森林整備事務所

☎63-6116
滋賀県猟友会
☎077-525-7304

市による補助金制度について

◎狩猟免許取得支援補助金

補助対象：新規免許取得の経費
補助率：事前講習会受講料…3分の1以内
試験手数料…全額
補助限度額：10,000円/人(予算の範囲内)

◎法定猟具購入等事業補助金

補助対象：狩猟免許保有者が法定猟具を購入・製作する経費(H25~27年度に限り、1人1回/年度申請可能)
補助率：2分の1以内
補助限度額：わな…100,000円/人
銃器…200,000円/人(いずれも予算の範囲内)
詳細はお問い合わせください。

獣害特別対策室

☎65-0734/☎63-4592

—第56回水道週間—

おいしいな だいじなお水 ぐくぐく

6月1日から7日までは水道週間です。毎日使用している水道水は、生活に欠かせないものです。この機会に一人ひとりが水を大切にしよう心がけ、水の大切さについて考えましょう。

水道メーター取り替えのお知らせ

水道メーターは、「計量法」により有効期間が8年と定められています。市では有効期間が満了する前に、新メーターへの取替作業を甲賀市管工事協同組合に委託して実施しますので、ご協力をお願いします。

- 6月から毎偶数月に、甲賀市管工事協同組合加盟業者の従業員が対象のお宅にお伺いして、取替作業を実施します。
- 取替対象の方には、事前にハガキで取替予定日と業者名をお知らせします。
- 取り替えに伴う費用を請求させていただくことはありません。
- 取替時の立会いは必要ありません。
- メーターの取り替えの際には、一時的に断水します。(通常5~20分程度)
- 止水栓の不良などで取り替えができない場合は、後日修繕工事をしてから取り替えます。

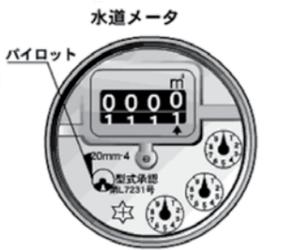
※市が設置したメーター以外で、有効期間の8年が経過しているものは、所有者において取り替えをお願いします。

定期的にメーター確認を!

急に使用量が増えたと思われるときは漏水の可能性があります。

蛇口を全部閉めてもメーターのパイロット(※下図参照)が回転していれば、宅内給水管のどこかで水漏れがあります。甲賀市指定給水装置工事事業者(市ホームページに掲載)に修繕を依頼してください。

なお、漏水箇所が地下配管などの場合は、水道料金・下水道使用料の一部を減額する制度があります。詳しくはお問い合わせください。



●料金のことは

上下水道料金お客様センター ☎86-8201
上下水道料金課 ☎86-8014/☎86-8032

●工事のことは

上水道課 ☎86-8016/☎86-8390

児童手当・特例給付 現況届手続きのご案内

児童手当・特例給付現況届は、毎年6月1日現在の状況を把握し、引き続き受給できる要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。この届を提出していただかないと、6月以降の手当が支給されませんので、必ず期間内に手続きをお願いします。

問い合わせ
☎65-0705 / ☎63-4085
児童家庭支援係

- ◆提出期間…6月2日(月)~6月30日(月) 8時30分~17時15分(土日祝は除く)
- ◆提出場所…市民窓口センター
土山地域市民センター
甲賀大原地域市民センター
甲南第一地域市民センター
信楽地域市民センター
- ◆必要書類…個別通知させていただく案内通知書をご覧ください。

「平成26年度甲賀市障がい者就労施設等からの物品等調達方針」を策定

昨年4月1日に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、当市における障がい者就労施設等からの物品等調達の推進目標を定めた調達方針を策定しました。

問い合わせ
障がい福祉課 自立支援係
☎65-0702 / ☎63-4085

- 調達目標 430万円以上
- 調達する物品等
物品…印刷物・食品類・啓発物品
など

この方針に基づき、市では今年度、駅・公園のトイレ清掃や草刈業務などを障がい者就労施設へ優先的に発注しました。また今後、市や企業などからの発注を一括して受注するための共同受注窓口を設置する予定であり、障がい者就労施設等の受注機会確保に努めてまいります。

経営者保証に依存しない 資金調達を応援

経営者保証に関する ガイドライン

中小企業や小規模事業者における経営者保証の弊害を解消し、思い切った事業展開や早期事業再生などを応援するため、「経営者保証に関するガイドライン」が、中小企業庁・金融庁の主導により策定されました。

「ガイドライン」の概要

- ①法人と個人の資産・経理が明確に分離されている場合、経営者の個人保証が不要になります。
 - ②多額の個人保証を行っていても、経営が行き詰まる前に早めに事業再生や廃業を決定した際は、手元に一定の生活費等が残ることや、「華美でない」自宅に住み続けることができます。
 - ③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除されます。
- このガイドラインに基づき金融機関と相談をしたい方は、まずは中小企業基盤整備機構近畿本部までお問い合わせください。アドバイスのほか、必要に応じて無料で専門家の派遣を受けることができます。

問い合わせ
【独】中小企業基盤整備機構近畿本部
☎0662648611

平成26年度以降の個人市民税・県民税に係る税制改正について

個人市・県民税の均等割標準税率の特例措置

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市・県民税の均等割の標準税率が引き上げられます。均等割額は、市民税・県民税それぞれ500円加算した5,800円となります。

均等割	平成25年度まで	特例期間 (平成26年度~平成35年度)
県民税*	1,800円	2,300円
市民税	3,000円	3,500円
合計	4,800円	5,800円

*県民税には琵琶湖森林づくり県民税800円が含まれます。

問い合わせ
税務課 市民税係
☎65-0679/☎63-4574